

令和7年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第6号）

令和7年12月19日 金曜日

令和7年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第6号)

招集年月日 令和7年11月28日(金曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月19日金曜日(審議期間第22日) 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	有光収三	11番	山崎晃子
2番	公文直樹	12番	笹岡優
3番	中平麻衣	13番	濱田百合子
4番	西村剛治	14番	山崎龍太郎
5番	西山潤	15番	利根健二
6番	森田雄介	16番	山本芳男
7番	村田珠美	17番	山崎眞幹
8番	小松孝	18番	小松紀夫
9番	舟谷千幸		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	門脇正人
企画財政課長	黍原美貴子	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	原美和子
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	一圓まどか
高齢介護課長	中山繁美	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	石元幸司
市民保険課保険班長	池美恵子	《物部支所》	
健康推進課長	川渕美香	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	浜田正彦	教育振興課長	前田薫
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	小松幸春

【消防部局】

消防長 野口正一

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和田雅充	上下水道局長	西村安史
-----------	------	--------	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子
議会事務局書記 入 野 美 紀

市長提出議案の題目

- 議案第 80号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第6号）
議案第 81号 令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
議案第 82号 令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
議案第 83号 令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第 84号 令和7年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第 85号 令和7年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
議案第 86号 令和7年度香美市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第 87号 香美市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
議案第 88号 香美市課等の組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 89号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 90号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 91号 香美市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 92号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 93号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 94号 香美市高知広域都市計画事業泰山公園促進委員会条例を廃止する条例の制定について
議案第 95号 財産の取得について
議案第 96号 財産の取得について
議案第 97号 香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について
議案第 98号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第7号）
議案第 99号 令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
議案第 100号 令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
議案第 101号 令和7年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予

算（第1号）

議案第102号 香美市物部町スクールバスの運行及び管理に関する条例の制定について

議案第103号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第104号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第105号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第106号 財産の取得について

議員提出議案の題目

発議第 3号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 4号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

決議案第 3号 「進化する自然共生文化都市」を目指す決議について

意見書案第14号 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出について

意見書案第15号 定数削減ありきでなく多様な民意を正確に反映する選挙制度を求める意見書の提出について

意見書案第16号 少子化・子育て対策として、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）に対してさらなる財源措置を求める意見書の提出について

意見書案第17号 給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための十分な予算措置を求める意見書の提出について

議事日程

令和7年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

（審議期間第22日目 日程第6号）

令和7年12月19日（金） 午前9時30分開議

日程第1 諸般の報告

（1）専決処分事項の報告について

報告第 21号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第2 議案第 80号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第6号）

日程第3 議案第 81号 令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

日程第4 議案第 82号 令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）

日程第5 議案第 83号 令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3

号)

- | | | | |
|-------|-----|------|--|
| 日程第6 | 議案第 | 84号 | 令和7年度香美市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 議案第 | 85号 | 令和7年度香美市簡易水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第 | 86号 | 令和7年度香美市下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第9 | 議案第 | 87号 | 香美市企業版ふるさと納税基金条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 | 88号 | 香美市課等の組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 | 89号 | 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 | 90号 | 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 | 91号 | 香美市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第 | 92号 | 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第 | 93号 | 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第 | 94号 | 香美市高知広域都市計画事業秦山公園促進委員会条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第 | 95号 | 財産の取得について |
| 日程第18 | 議案第 | 96号 | 財産の取得について |
| 日程第19 | 議案第 | 97号 | 香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 請願第 | 1号 | 葬祭場等の設置・運営に関する指導要綱制定に向けての請願 |
| 日程第21 | 議案第 | 98号 | 令和7年度香美市一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第22 | 議案第 | 99号 | 令和7年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号) |
| 日程第23 | 議案第 | 100号 | 令和7年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号) |
| 日程第24 | 議案第 | 101号 | 令和7年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号) |
| 日程第25 | 議案第 | 102号 | 香美市物部町スクールバスの運行及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第 | 103号 | 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第 | 104号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する |

条例の制定について

- 日程第28 議案第105号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第106号 財産の取得について
- 日程第30 発議第 3号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 発議第 4号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 決議案第 3号 「進化する自然共生文化都市」を目指す決議について
- 日程第33 意見書案第14号 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出について
- 日程第34 意見書案第15号 定数削減ありきでなく多様な民意を正確に反映する選挙制度を求める意見書の提出について
- 日程第35 意見書案第16号 少子化・子育て対策として、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）に対してさらなる財源措置を求める意見書の提出について
- 日程第36 意見書案第17号 給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための十分な予算措置を求める意見書の提出について
- 日程第37 閉会中の所管事務調査について
- 日程第38 議員派遣の件

令和7年香美市議会定例会12月定例会議追加議事日程

(審議期間第22日目 日程第6号の追加1)

令和7年12月19日（金） 午前9時30分開議

- 追加日程第1 議長の辞職について

令和7年香美市議会定例会12月定例会議追加議事日程

(審議期間第22日目 日程第6号の追加2)

令和7年12月19日（金） 午前9時30分開議

- 追加日程第2 議長の選挙について

令和7年香美市議会定例会12月定例会議追加議事日程

(審議期間第22日目 日程第6号の追加3)

令和7年12月19日（金） 午前9時30分開議

- 追加日程第3 議席の一部変更について

令和7年香美市議会定例会12月定例会議追加議事日程

(審議期間第22日目 日程第6号の追加4)

令和7年12月19日(金) 午前9時30分開議

追加日程第4 議員の辞職について

会議録署名議員

5番、西山潤君、6番、森田雄介君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)



議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○議長(小松紀夫君) ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の日程等につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。協議結果につきましては、議会運営委員会、舟谷千幸委員長より協議結果報告書が提出されておりますので、御覧いただきたいと思っております。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について、報告第21号の報告がありました。

これから、報告第21号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、笹岡優議員。

○12番(笹岡優君) こういう事故が大変多いということで、ぜひ、注意を喚起したいと思いますが、問題は、今回の相手方の車種は何なのか、お願いしたいと思います。

○議長(小松紀夫君) 管財課、三谷課長。

○管財課長(三谷恵司君) 相手車両は、ダイハツ・ハイゼットカーゴ、軽自動車の箱バンになります。色は白でございます。

○議長(小松紀夫君) ほかに質疑はありますか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第21号についての質疑を終わります。

日程第2、議案第80号、令和7年度香美市一般会計補正予算(第6号)から、日程第18、議案第96号、財産の取得についてまで、以上17件を一括議題とします。

初めに、12月12日に開催されました、予算決算、総務、教育厚生、産業建設の各常任委員会での審査結果につきましては、お手元にお配りしました委員長報告書のとおりです。

これから常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、議案第80号から、日程第18、議案第96号までの17件を一括して採決します。

以上、17議案に対する委員長の報告は可決であります。17議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第80号ほか16件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第97号、香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定についてを議題とします。

初めに、12月12日に開催されました産業建設常任委員会の審査結果につきましては、お手元にお配りしました委員長報告のとおりです。

これから産業建設常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がございますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許可します。討論はありませんか。

4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 4番、西村剛治です。

議案第97号、香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について、反対の立場で討論を行います。

指定管理者制度は、地方自治法に基づき、民間の創意工夫を生かすことで公の施設の管理運営の質を高め、市民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的として導入された制度であります。その前提となるのは、透明性と公平性と競争性であります。しかし、今回、公募やプロポーザルを行わず、指名によって指定管理者を選定しようとする行政の判断に対し、複数の疑問を感じております。

まず、第1に、当該指定管理事業に対して市民が批判的な目を向けている現状があります。事業の成果や効果が十分に見えない中で、行政だけの判断で事業者を選定することは、市民の不信感をさらに高める結果となりかねません。第2に、十分な事業報告がなされていない点です。指定管理者制度において事業報告が適切にされることは、市民への説明責任の根幹であり、これが不十分なまま次期指定を行うことは、制度の形骸化につながります。第3に、検証に基づく客観的な事業評価が行われていないことです。指定管理事業の成果と課題を整理し、改善につなげる多角的な視点での評価を行わないまま再指定するのであれば、事業自体の質の向上は期待できず、税金の適正な利用がされているのかどうか判断することができず、議会として市民に説明することができません。仮に、やむを得ない事情を認め、公募によらず指名するとしても、少なくとも、当該事業者に、事業報告と新たな指定期間に向けた事業提案を行わせ、判断の正当性を議会と市民に示すべきであります。これらを欠いた選定は、制度の透明性と公平性を著しく損なうものです。もし、あくまでも公募を行わない方針であるとしても、これらの適切な対応を行う時間的猶予はまだ十分あると考えます。

以上の理由から、私は、指定管理者制度の趣旨に反し、行政として必要な手続を省略しようとする提案に対して慎重な判断を求め、反対討論といたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。討論はありませんか。

17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 17番、山崎眞幹でございます。

香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について、賛成討論を行いたいと思います。討論を用意していなかったんですけれども、随分、反対討論をお聞きしていると誤解があるなと思いましたので、賛成討論をさせていただきます。

幾つかキーワードがあったと思います。透明性、公平性、成果や効果が見えない、十分な事業報告がされていない、そして、検討に基づく客観的な評価がされていないとかいろいろありました。この事業はそもそも、もともと香北ふるさと公社という第三セクターが運営していた事業でございます。これを毎年度、私の記憶が正しければ、1,900万円の赤字を出していた事業でございます。これを一体どうするのかという中で、一旦はホテル経営をほかに出そうということで出しましたけれども、それに手を挙げる人がいませんでした。そこで、高知県が産業振興計画でしたかね、産振をやったときに、流域の観光資源を一体として活用していくことを目指して、観光活性化ファンドというものをつくりまして、株式会社ものべみらいを立ち上げ、このものべみらいと物部川DMO協議会という2つの事業体で、一体的に観光振興を進めていこうとした中、しっかりとした事業計画を持ってスタートしました。事業計画はありますし、そして、毎年度ちゃんと、すみません、原稿はないですけど、行政も株主です。行政も株主で、ものべみらいも株主であるし、そして、香北ふるさとみらいも株主ということは、毎年度事業報告はしっかりとやっております。その中で、事業計画もしっかりと説明されているし、成果もされています。そして、何よりも所期の目的に沿って運営を続けていると思いますので、私は、言われるようなことが十分されていないとは考えておりません。

よって、引き続き事業計画に沿って、ホテルの経営については香北ふるさとみらいに続けていただきたいということで、議案に対して賛成討論とします。よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田百合子です。

議案第97号、香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について、賛成討論を行います。

今議案は、株式会社香北ふるさとみらいを、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間、指定管理者とする議案であります。

振り返ってみますと、このホテルは、旧香美郡香北町が総工費約5億7,300万円で建設しています。平成6年3月オープン時から、第三セクターの香北ふるさと公社が指定管理者として運営を担ってきましたが、利用者の減少などで平成24年度から赤字に陥り、本市は、公社との指定管理契約を平成27年度までとしました。このホテル、旧ピースフルセレネは、香美市民、特に、香北町の住民にとって、気軽に出入りできる場所であり、宿泊客だけではなく、地元住民の食事や会合、宴会等にも対応できる地域のホテルとして親しまれてまいりました。その後、株式会社香北ふるさとみらいと平成29年3月31日に指定管理協定書を締結し、平成29年度から令和3年度までの5年間、指定管理料1,188万円で契約してきました。その後、令和4年度は1年間、そして、令和5年度から令和7年度までの3年間で、指定管理料4,304万3,909円で契約してきています。また、この間に要した設備費用の総額は、3億2万1,524円となっています。

ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート（6Dホテル）のコンセプトは、1、宿泊体験、2、味わい体験、3、わくわく体験、4、リフレッシュ体験、5、滞在体験、6、お客様家族自身で紡ぎ出す感動体験となっています。この6つのコンセプトは、宿泊された観光客をおもてなしする大事な心得だと思っています。しかしながら、地元住民にとっては、これらの6つのコンセプトのどの一つも感じられることなく、今日に至っているのではないのでしょうか。一般質問でも述べましたが、やなせたかし記念館とともに、香北町の観光集積地となっている6Dホテルの運営の在り方については、地元住民の心情を考慮した上でオープンな広報活動を行い、住民との距離感を少なくしていく努力を促したいと思います。経済的恩恵が地域住民の生活の質を向上させ、それを実感できるように、経済的恩恵の再配分の構造を変えていくことと、和歌山大学観光学部の堀田教授は述べています。本市が、香北ふるさとみらいと大学の先生が指摘しているような協議をすることや、県も巻き込んで住民参加の将来ビジョンの議論をすることを求めます。

加えて申し上げたいのは、公募によらない指定管理者の指定についての議案提案時には、十分な事前説明を行い、議会の理解を得る努力をすべきであります。今回、本議案が否決されれば、指定管理者の不在が続くことにもなりかねません。そのことは、市民も望んでいないのではないのでしょうか。

以上を述べまして、賛成討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第97号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、請願第1号、葬祭場等の設置・運営に関する指導要綱制定に向けての請願を議題とします。

初めに、12月12日に開催されました産業建設常任委員会の審査結果につきましては、お手元にお配りをしました委員長報告のとおりです。

これから産業建設常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

請願第1号につきましては、産業建設常任委員会委員長から継続審査の申出があります。

お諮りします。産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は、継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。日程第21、議案第98号、令和7年度香美市一般会計補正予算（第7号）から、日程第36、意見書案第17号、給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための十分な予算措置を求める意見書の提出についてまでの16件は、追加の案件であります。香美市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第21、議案第98号から日程第36、意見書案第17号までの16件の案件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、日程第21、議案第98号、令和7年度香美市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） よろしくお願ひします。

令和7年度香美市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度香美市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億7,948万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日提出、香美市長 依光晃一郎

本案は、人事院勧告により行うものです。詳しくは、細部説明書を御覧ください。御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡勝議員。

○12番（笹岡優君） 議案第98号から議案第99号、それから、議案第100号、議案第101号も共通していると思うんですが、人事院勧告の関係等であれですが、いつから遡及するのか、それから、同時に、会計年度任用職員も含めて全部それは同じになるのかもお願いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

この人勧の遡及分につきましては、本年4月1日に遡りまして、人勧による差額の給与及び期末勤勉手当を来年1月に支給する予定となっております。正職員も会計年度任用職員も同じ取扱いでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第98号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第99号、令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。市民保険課、池班長。

○市民保険課保険班長（池美恵子君） 申し上げます。

令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

令和7年度香美市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,914万2,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日提出、香美市長 依光晃一郎

なお、細部説明については別紙のとおりです。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第99号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第100号、令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） 令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

令和7年度香美市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,283万円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日提出、香美市長 依光晃一郎

なお、細部説明につきましては別紙のとおりとなっております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第100号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第101号、令和7年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） 令和7年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）

令和7年度香美市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,297万4,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日提出、香美市長 依光晃一郎

なお、細部説明につきましては別紙のとおりとなっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第101号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第102号、香美市物部町スクールバスの運行及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） 香美市物部町スクールバスの運行及び管理に関する条例の制定について

令和7年12月19日提出、香美市長 依光晃一郎

条例案の詳細な条文につきましては、全てを読み上げることを控えさせていただき、概要について御説明させていただきます。

本条例案では、スクールバス運行及び管理に関する基礎的な部分である趣旨、使用の範囲、使用料、運行管理、運行業務の委託に関することを定めております。詳細につきましては、施行規則にて別途に定める予定となっております。

提案理由としましては、過疎化・少子化が進む中で、大栃小学校では新入生が令和7年度もゼロ人となっており、このままで推移すれば、将来的に大栃小・中学校の存続が危ぶまれる状況となっております。このため、土佐山田町から大栃小・中学校へスクールバスを運行することによって児童・生徒数を確保し、大栃小・中学校の存続を図るとともに、土佐山田町から特認校制度を活用した少人数学校への通学を希望する児童・生徒の通学手段を確保し、教育機会の均等化を図ることを目的としております。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第102号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第103号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） 説明いたします。

議案第103号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月19日提出、香美市長 依光晃一郎

詳細は議案細部説明書のとおりとなっております。よろしくお願いたします。

- 議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第103号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。
日程第27、議案第104号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課、竹崎課長。
- 総務課長（竹崎澄人君） 議案第104号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
令和7年12月19日提出、香美市長 依光晃一郎
詳細は議案細部説明書のとおりです。よろしくお願いいたします。
- 議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第104号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。
日程第28、議案第105号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課、竹崎課長。
- 総務課長（竹崎澄人君） 議案第105号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月19日提出、香美市長 依光晃一郎

詳細は議案細部説明書のとおりとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第105号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第106号、財産の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 議案第106号、財産の取得についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、令和7年11月27日入札執行、令和7年12月2日仮契約の令和7年度香美市消防本部高規格救急自動車購入事業、契約金額4,180万円の財産の取得につきまして、御審議をお願いするものでございます。入札及び事業の内容につきましては、議案参考資料及び議案細部説明書のとおりとなっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第106号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、発議第3号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） 発議第3号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

令和7年12月19日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会運営委員会委員長 舟谷千幸

趣旨説明を行います。

本案は、組織再編に伴う課名等の変更及び標準市議会委員会条例に準拠した内容に改めるものです。御審議よろしくお願いいたします。

【発議第3号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第31、発議第4号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 発議第4号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

令和7年12月19日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 山崎眞幹、賛成者 同 公文直樹、賛成者 同 笹岡優、賛成者 同 小松孝、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 舟谷千幸、賛成者 同 西村剛治

趣旨説明を行います。

本案は、市長等特別職の期末手当支給割合の改定に伴い、議会議員の期末手当支給割

合の改定を行うものです。御審議よろしくお願いいたします。

【発議第4号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第32、決議案第3号、「進化する自然共生文化都市」を目指す決議についてを議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 決議案第3号、「進化する自然共生文化都市」を目指す決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

令和7年12月19日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 山崎眞幹、賛成者 同 有光収三、賛成者 同 中平麻衣、賛成者 同 森田雄介、賛成者 同 西村剛治、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 西山潤、賛成者 同 村田珠美、賛成者 同 山崎晃子、賛成者 同 舟谷千幸、賛成者 同 濱田百合子、賛成者 同 笹岡優、賛成者 同 山本芳男、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 公文直樹、賛成者 同 小松孝

趣旨説明を行います。

本市は、目指すべき将来都市像を「美しく豊かな自然に生まれ、共に支えあう進化する自然共生文化都市」としています。自然共生文化都市の実現に向けては、そこに暮らす住民の幸せ感を下支えする、自然環境を含めた住環境の適切な保全・整備が欠かせません。よって、進化する自然共生文化都市を目指す決議案を提出いたします。御審議よろしくお願いいたします。

【決議案第3号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、決議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、意見書案第14号、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 12番、笹岡優です。

意見書案第14号、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案について、趣旨説明をさせていただきます。

以前は、企業・団体献金が許されるのは各政党の中央本部のみでした。しかし、これが拡大され、各政党の地方支部も受皿となったために、地方政治に関わる企業・団体等が、企業・団体献金や、また、パーティー券の販売など、深く結びつくことになりました。企業団体等が献金を行う場合は、その見返りが考えられます。その場合によっては癒着となり、その温床となっているのが大変危険性をはらんでいます。特に、政党の支部を通せば、市長や議員等の各後援会に資金が流れても合法となっており、地方政治をゆがめることが懸念されてきました。国民、市民の税金によって運営される地方自治体政治の透明性を確立するためにも、企業・団体献金を禁止する以外にないとの思いで、本意見書を提出しました。同僚議員の賛同をお願いし、趣旨説明とさせていただきます。御協力をよろしく申し上げます。

【意見書案第14号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 意見書案第14号につきましては、可とする者8人、否とす

る者 8 人であります。

ただいま報告しましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

意見書案第 14 号につきましては、議長は可決と裁決します。よって、意見書案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 34、意見書案第 15 号、定数削減ありきでなく多様な民意を正確に反映する選挙制度を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。6 番、森田雄介議員。

○ 6 番（森田雄介君） 6 番、森田雄介です。

意見書案第 15 号、定数削減ありきでなく多様な民意を正確に反映する選挙制度を求める意見書案の趣旨説明を行います。

本意見書は、国会で継続審議となった定数削減法案に対して、定数削減でない多様な民意を正確に反映させる選挙制度の構築を求めるものです。過去においては、無駄を省くことが政治改革とされた時期もありますが、議員数削減は一定行われており、現在、さらに必要なのが丁寧な議論です。それよりも、小選挙区の弊害や合区解消の民意に応える選挙制度の構築を求めるものです。

以上、よろしくお願いいたします。

【意見書案第 15 号 巻末に掲載】

○ 議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○ 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○ 議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5 番、西山潤議員。

○ 5 番（西山潤君） 5 番、西山潤です。

意見書案第 15 号、定数削減ありきでなく多様な民意を正確に反映する選挙制度を求める意見書案に、賛成の立場で討論します。

今回の定数削減は、国会で連立を組む自民党が日本維新の会の提案を受け入れる形で進められましたが、臨時国会中には審議できず、1 月通常国会で審議する方向となりました。そもそも野党の反対が強く、与党内にも懸念の声があり、昨年来問題となっている企業・団体献金をどうするのかを差し置いて、議論すべき内容ではありませんでした。既に、衆議員定数 465 人は過去最少であり、国際的に見ても人口当たりの議員数は、OECD 加盟 38 か国中 36 番目です。これ以上減らす必要があるのでしょうか。

過去を振り返りますと、人口増加を理由に、1980 年代までは定数増を繰り返し、

1986年の512人が最も多くなっています。1990年代から、無駄を削減するという理由での定数減は国民に受け入れられやすく、減らされ続けてきました。現在、同様の理由で経費削減を目指すのであれば、国会議員を減らすより政党助成金の廃止や削減が効果的ではないでしょうか。仮に、50人国会議員を減らせば35億円の削減ですが、政党助成金をなくせば315億円の削減となります。加えて、定数削減は行政監視の力が弱まり、女性や若者が政治に参画するチャンスが狭まるなど、弊害も指摘されています。

本来必要なことは、信頼できない議員を生まない制度をつくることであり、議員を減らすことではないはずです。今後も国会議員が国民の信任を得ていくためには、小選挙区制の弊害を助長する削減ではなく、比例代表制の拡大こそ必要ではないでしょうか。参議院の合区批判に対しても、比例代表を増やして調整しました。国は、合区批判も1票の格差、人口減の進む地方の声、多様な民意を正確に反映する選挙制度を求める声にこそ向き合うべきではないでしょうか。

以上を述べまして、本意見書案への賛成討論とします。

- 議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。
○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第15号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第15号は、否決されました。

次に、日程第35、意見書案第16号、少子化・子育て対策として、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）に対してさらなる財源措置を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。13番、濱田百合子議員。

- 13番（濱田百合子君） 13番、濱田百合子です。

意見書案第16号、少子化・子育て対策として、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）に対してさらなる財源措置を求める意見書案の趣旨説明を行います。

全国知事会や市長会、町村会などは、子供に係る均等割保険税の軽減措置対象年齢の引上げを要望しています。国保には他の健康保険にはない均等割があり、世帯の人数が多いほどかかる国保税も高くなります。昨今の物価高を受けて、子育て家庭の経済的な負担は大変大きくなっています。よって、国に対して、さらなる財源措置を求めるものです。

同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第16号 巻末に掲載】

- 議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第16号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第36、意見書案第17号、給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための十分な予算措置を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 5番、西山潤です。

意見書案第17号、給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための十分な予算措置を求める意見書案の趣旨説明を行います。

いよいよ来年4月から、公立小学校での給食無償化が実施される方向で動いております。ここにおいて重要なことは、給食の質と量をしっかり担保する国の予算措置です。本日付の地元紙によりますと、国は、自治体への新たな交付金を創設し、食材費相当額を支援する、必要財源は地方負担分も国が全額負担し、交付金と地方交付税で措置すると報道されておりました。先日、私は市内小学校の給食準備、その後のおいしいそうにもりもりと食べている様子を見せてもらい、改めて、給食はこの子どもたちにとって大切なものだ実感しました。よって、国におかれては、給食の質・量確保のための十分な予算措置を講じることを求めます。

同僚議員の御賛同をよろしく申し上げます。

【意見書案第17号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 4番、西村剛治です。

意見書案第17号に、賛成の立場から討論いたします。

学校給食の無償化は、物価高騰が急激に進む中で、子育て世帯の負担軽減という点において意義のある施策であり、政府の方針に反対するものではありません。しかし、私が懸念点として指摘したいのは、小・中学校等の給食費が全額国費負担となり、給食費に上限が設定されることで給食の質及び量が低下し、これまで続けてきた地域性や気候風土が考慮された豊かな給食が、さま変わりしてしまうことを懸念しております。

現在、香美市では、食材の調達価格の高騰に伴い、増額改定された給食費の増額分について、不安定な臨時交付金を活用するような形で、事実上、据置き状態としております。しかし、無償化により、仮に、国が上限額を定め、その範囲での運用を自治体に求める制度となれば、食材価格の変動や地域事情を十分に反映できず、結果として、献立の簡素化や食材の質の低下、量の減少といった事態を招きかねません。導入される給食費無償化が、子供たちの心身の健康と成長に不利益をもたらすようなことがあっては本末転倒であります。地域性を生かすこと、食文化をつないでいくこと、地域の農産物を活用していくこと、これらを継続していくためには、一定の柔軟性と地方自治体の実情に即した現実的な財源措置が不可欠です。

本意見書は、給食無償化に際して、国に十分な財源措置と責任ある制度設計を求めるものであります。議員各位の本意見書への賛同を求め、討論を終わります。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第17号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 意見書案第17号につきましては、可とする者8人、否とする者8人であります。

ただいま報告しましたとおり可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

意見書案第17号について、議長は可決と裁決します。よって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第37、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会、産業建設常任委員会、朝ドラ「あんぱん」特別委員会及びハラスメント防止条例特別委員会の各委員長から、香美市議会会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第38、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定いたしました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時49分 再開）

○副議長（山崎眞幹君） 正場に復します。

議長を交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま小松紀夫議長から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（山崎眞幹君） 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付いたします。

（追加日程第1を配付）

○副議長（山崎眞幹君） すみません、配付されておりました。

追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小松紀夫議員の退席を求めます。

（18番、小松紀夫君 退場）

○副議長（山崎眞幹君） 事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（一圓幹生君） 辞職願

香美市議会副議長 山崎眞幹様

このたび一身上の都合により、香美市議会議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願い出ます。

令和7年12月19日、香美市議会議長 小松紀夫

○副議長（山崎真幹君） 朗読が終わりました。

お諮りします。小松紀夫議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（山崎真幹君） 異議なしと認めます。したがって、小松紀夫議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

小松紀夫議員の入場を許可します。

（18番、小松紀夫君 入場）

○副議長（山崎真幹君） 先ほどの会議において、議長の辞職の件は許可されましたので告知いたします。

1年3か月、議長の職責を果たされたことに対しまして、心から感謝の意を表したいと思います。どうもありがとうございました。

お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（山崎真幹君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

（追加日程第2を配付）

○副議長（山崎真幹君） 追加日程第2、議長の選挙についてを議題とします。

先ほどの会議において、議長の辞職を許可いたしましたので、直ちに議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票か指名推選のいずれかの方法により行いますか。

「投票」という声あり

○副議長（山崎真幹君） ただいま投票の方法でという発言がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（山崎真幹君） ただいまの出席議員は17人です。

次に、投・開票の立会人を指名します。立会人は、香美市議会会議規則第31条第2項の規定により、1番、有光収三議員、6番、森田雄介議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（山崎真幹君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」という声あり

○副議長（山崎真幹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○副議長(山崎眞幹君) 異常なしと認めます。

ここで投票に関して注意を申し上げます。投票は単記無記名です。同姓の方がおられますので、氏名を確実に記入してくださるようお願いいたします。

事務局長から同姓の場合の案分について説明いたします。一圓事務局長。

○議会事務局長(一圓幹生君) 案分について御説明いたします。

同姓の場合の票の案分につきましては、公職選挙法第68条の2に規定されておりますが、地方自治法ではこの規定を準用しておりませんので、議長選挙においては通常の選挙のような案分はできません。

この取扱いの違いは、議長選挙の場合は立候補制を取らないため、名字のみ記載した票については、公職選挙法第68条第1項第8号の「何人を記載したかを確認し難いもの」として無効となりますので、注意をお願いします。

○副議長(山崎眞幹君) それでは、ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次、投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局長(一圓幹生君) それでは、私から、順次、点呼をいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

1番、有光収三議員、2番、公文直樹議員、3番、中平麻衣議員、4番、西村剛治議員、5番、西山潤議員、6番、森田雄介議員、7番、村田珠美議員、8番、小松孝議員、9番、舟谷千幸議員、11番、山崎晃子議員、12番、笹岡優議員、13番、濱田百合子議員、14番、山崎龍太郎議員、15番、利根健二議員、16番、山本芳男議員、18番、小松紀夫議員、17番、山崎眞幹議員。

(投票)

○副議長(山崎眞幹君) 投票漏れはありませんか。

「なし」という声あり

○副議長(山崎眞幹君) 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

続いて、開票を行います。

1番、有光収三議員と、6番、森田雄介議員の両君は、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(山崎眞幹君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 16票

無効投票 1票であります。

有効投票のうち、

利根健二議員 9票

山崎晃子議員 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、利根健二議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

- 副議長(山崎眞幹君) ただいま議長に当選されました利根健二議員が議場におられますので、香美市議会会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。議長と交代いたします。利根健二議長、議長席にお着き願います。暫時休憩します。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時03分 再開)

- 議長(利根健二君) 正場に復します。休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま議長に御推挙いただきました利根健二でございます。まずは、御推挙いただきました議員各位に心から感謝を申し上げます。久しぶりの進行役ということで少し緊張しておりますが、皆様の御協力をいただきまして進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。お諮りします。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長(利根健二君) 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。追加日程を配付いたします。

(追加日程第3を配付)

- 議長(利根健二君) 追加日程第3、議席の一部変更についてを議題といたします。先ほどの議長選挙に伴いまして、香美市議会会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。
- 議会事務局長(一圓幹生君) それでは申し上げます。

15番席の利根健二議員は18番席です。18番席の小松紀夫議員は15番席となります。

以上です。

○議長（利根健二君） お諮りします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定しました議席に、それぞれ着席をお願いいたします。

（議席の入れ替えを行う）

○議長（利根健二君） ただいま小松紀夫議員から、議員の辞職願が提出されました。

お諮りします。議員辞職につきまして日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。したがって、議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

（追加日程第4を配付）

○議長（利根健二君） 追加日程第4、議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小松紀夫議員の退席を求めます。

（15番、小松紀夫君 退場）

○議長（利根健二君） 事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（一圓幹生君） 辞職願

香美市議会議長 利根健二様

このたび一身上の理由により、令和7年12月19日をもって議員を辞職したいので、地方自治法第126条の規定により許可されるようお願い出ます。

令和7年12月19日、香美市議会議員 小松紀夫

○議長（利根健二君） 朗読が終わりました。

お諮りします。小松紀夫議員の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。したがって、小松紀夫議員の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

以上で、今定例会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで12月定例会議を終了いたします。

お諮りします。香美市議会会議規則第7条の規定により、本日をもって令和7年香美市議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

閉会に当たりまして、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたしま

す。依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 令和7年香美市議会定例会12月定例会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先月28日に開会いたしました12月定例会議も、小松前議長の円滑なる会議運営によりまして、本日閉会となりました。小松前議長におかれましては、これまでの議会運営、また、香美市全般に対する御尽力に感謝を申し上げます。また、先ほど新たに選任されました利根議長には、これまでの御経験を生かして、大所高所から御指導いただきますようお願い申し上げます。

定例会議には多くの議案を提案いただきましたが、その全ての議案につきまして、慎重かつ適切に御審議、御決定を賜りまして誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

本定例会議では、県一消防や消防団などの地域の消防力維持に向けた御質問、土地改良区への支援などの農業振興に向けた御提案、また、タブレットを活用した教育環境の整備やバカロレア教育に関する幅広い御質問など、数多くの意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、今後の香美市の運営に努めてまいります。引き続きの御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願いいたします。

年の瀬となりまして何かと慌ただしくなり、また、寒い日も増えてきましたが、議員の皆様方には御自愛いただければと思います。

結びに、議員の皆様方のますますの御活躍を心より御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（利根健二君） それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月28日に開会されました12月定例会議も、本日までの22日間を無事に終えることができました。

本定例会議では、追加議案も含めまして、議案27件、発議2件、決議案1件、意見書案4件におきまして、それぞれ議員各位の慎重な審査と審議がなされました。また、請願1件につきましては、委員会におきまして継続審査となりました。

一般質問では、14人の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣な質問が行われました。執行部におかれましては、しっかり精査されまして、今後の市政運営に生かしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本年は、NHK連続テレビ小説「あんぱん」関連の様々なハード・ソフト事業、リニューアルされました奥物部ふるさと物産館や日ノ御子河川公園キャンプ場バンガローなど、未来に向けての事業も数多く行っております。私たち香美市議会は、執行部とともに、未来に向かってこれらの種を大きく育てていく責務があるのではないかと考えております。

そうした中ではありますが、春には、同僚議員でありました、比与森光俊君が亡くな

りました。本日は、小松紀夫君が、次の目標に向かいまして議員辞職をいたしました。香美市議会といたしましては、議会改革において、その中心となって尽力されたお2人との別れは大きな痛手となりますが、小松紀夫君には、その目標に向かって頑張っていたと思います。私たちは、今後もこの議会改革の歩みを止めることなく、議会の活性化に力を注ぐ必要があると思います。

定例会議の開会日から寒さも日に日に厳しくなったように思われます。健康には十分留意されまして、新しい年を迎えられるようお願いいたします。本年1年、皆様には大変お世話になりました。心より感謝を申し上げ、閉会に当たり御挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、令和7年香美市議会定例会を閉会いたします。

(午前11時12分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議長

議長

副議長

署名議員

署名議員